

入札説明書類

件名：泉南資源研究施設 施設管理業務 一式

令和6年2月

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

①入札説明書	1部
②仕様書	1部
③契約書(案)	1部
①～③：応札にあっては、内容を熟知すること。	
④質疑書	1部
⑤ご担当者連絡先	1部
④～⑤：期限(令和6年3月7日)までにメールにて提出すること。 また、④質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。	
⑥競争参加資格確認関係書類	1部
⑦誓約書	2種
⑧保険料納付に係る申立書	1部
⑥～⑧：期限(令和6年3月15日)までに提出すること。	
⑨入札書	1部
⑨：1回目の応札は契約権限を有する代表者が行うこと。 また、提出期限(令和6年3月18日)を厳守すること。	
⑩入札書等記載要領	1部
⑪入札辞退届	1部
⑪：応札しない場合、令和6年3月18日までに提出すること。	
⑫委任状	1部
⑬年間委任状	1部
⑫～⑬：内容を熟知し、該当する場合は、 開札当日(令和6年3月19日)、開札会場へ持参すること。	

入札説明書

「泉南資源研究施設 施設管理業務 一式」に係わる入札公告（令和6年2月29日付）に基づく入札等については、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所会計規程（17規程第7号）（以下「会計規程」という。）及び国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所契約事務取扱要領（17要領第8号）（以下「契約事務取扱要領」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 契約担当者

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔

2 委託業務内容

(1) 契約件名 泉南資源研究施設 施設管理業務 一式

(2) 仕様等 詳細は別添「仕様書」のとおり。

(3) 契約期間 自：令和6年4月1日 至：令和7年3月31日

(4) 履行場所 大阪府泉南市りんくう南浜2-11

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
泉南資源研究施設

(5) 入札方法

入札金額については、総価で行う。なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を記載すること。

(6) 入札保証金及び契約保証金 全額免除

3 競争参加資格

(1) 契約事務取扱要領第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和4・5・6年度厚生労働省一般競争入札参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供」のA～Dのいずれかの等級に格付けされている者であること。

(3) 当該役務・物品等を確実に履行・納入できると認められる体制等を有している者であること。

(4) 資格審査申請書又は添付書類に虚偽の事実を記載していないと認められる者であること。

(5) 経営の状況又は信用度が極度に悪化していないと認められる者であること。

(6) その他契約事務取扱要領第3条の規定に基づき、契約担当役が定める資格を有する者であること。

(7) 公益法人においては、「政府関連公益法人の徹底的な見直しについて」（平成21年12月25日閣議決定）の内容について問題がない者であること。

(8) 暴力団が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者に該当しないこと。

(9) 法人格を持つ事業体であること。さらに、消費税及び地方消費税並びに法人税について、納付期限を過ぎた未納税額がないこと。

(10) 「個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）を遵守し、個人情報の適切な管理能力を有している事業者であること。

- (11) 次の各号に掲げる制度が適用される者にあっては、この入札の入札書提出期限の直近2年間（⑤及び⑥については2保険年度）の保険料について滞納がないこと。
①厚生年金保険 ②健康保険（全国健康保険協会が管掌するもの） ③船員保険・④国民年金 ⑤労働者災害補償保険 ⑥雇用保険
注） 各保険料の内⑤及び⑥については、当該年度における年度更新手続を完了すべき日が未到来の場合にあっては前年度及び前々年度、年度更新手続を完了すべき日以降の場合にあっては当該年度及び前年度の保険料について滞納がない（分納が認められているものについては納付期限が到来しているものに限る。）こと。

4 提出書類等

(1) 質疑書・ご担当者連絡先

令和6年3月7日（水）17時00分までにメールにて提出すること。また、質疑書は質疑の有無に関わらず提出すること。

提出先メールアドレス 総務部会計課契約第一係 nyusatsu1@nibiohn.go.jp

(2) 競争参加資格確認書類等

この一般競争に参加を希望する者は、本入札説明書3の競争参加資格を有することを証明する書類等（※）を令和6年3月15日（金）17時00分までに下記5（1）の場所に提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、契約担当役等から当該書類に關し説明を求められた場合には、これに応じなければならない。

（※）とは下記の書類である。

- ①資格審査結果通知書（全省庁統一資格）の写し
- ②会社概要
- ③公益法人については、3（7）を証明する書類
- ④誓約書（3（3）の誓約書及び3（8）の誓約書）
- ⑤保険料納付に係る申立書（3（11）の申立書）

(3) 入札書

提出期限は令和6年3月18日（月）17時00分（郵送の場合も同様）

詳細は下記5を参照。

(4) 入札辞退届

応札しない場合、開札前日（令和6年3月18日）までに提出すること。

(5) 委任状・年間委任状

該当する場合は、開札当日（令和6年3月19日）に開札会場へ持参すること。

5 業務実施場所の現場視察

(1) 現場視察の実施

本入札に係る各業務の実施場所の現場視察を希望する場合は、日時を調整のうえ受け入れるので、事前に連絡すること。

原則、質疑書の締め切り日（令和6年3月7日）までとする。

(2) 現場視察の連絡先

大阪府泉南市りんくう南浜2-11

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 泉南資源研究施設

電話072-480-1670

6 入札書等の提出場所等

(1) 入札書等の提出場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課契約第一係

電話 072-641-9824

(2) 入札書等の提出方法

- ①入札書は別紙入札書様式にて作成し、直接に提出する場合は封筒に入れ封印し、かつその封皮に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和6年3月19日開札 泉南資源研究施設 施設管理業務 一式 入札書在中」と記載しなければならない。
- ②郵便（書留郵便に限る）により提出する場合は二重封筒とし、表封筒に「令和6年3月19日開札 泉南資源研究施設 施設管理業務 一式 入札書在中」の旨記載し、中封筒の封皮には直接に提出する場合と同様に氏名等を記載し、上記5の（1）宛に入札書の受領期限までに送付しなければならない。なお、電報、ファクシミリ、電話その他の方法による入札は認めない。
- ③入札者は、その提出した入札書の引換え、変更又は取り消しをすることはできない。
- ④入札書の日付は、提出日を記入すること。

(3) 入札の無効

次の各号の一に該当する場合は、入札を無効にする。

- ①本入札説明書に示した競争参加資格のない者
- ②入札条件に違反した者
- ③入札者に求められる義務を履行しなかった者
- ④入札書の金額が訂正してある場合
- ⑤入札書の記名又は押印が抜けている場合
- ⑥再度入札において、前回の最低金額を上回る金額で入札している場合

(4) 入札の延期等

入札者が相連合し又は不穏の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるときは、当該入札を延期し、又はこれを取りやめることがある。

(5) 代理人による入札

- ①代理人が入札する場合には、入札書に競争参加者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印をしておくとともに、開札時までに代理委任状を提出しなければならない。
- ②入札者又はその代理人は、本件業務委託にかかる入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

7 開札及び落札後の手続き

(1) 開札の日時及び場所

令和6年3月19日（火）14時00分

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 第二会議室

(2) 開札

- ①開札は、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。
- ②入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。
- ③入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ競争参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示又は提出しなければならない。
- ④入札者又はその代理人は、契約担当役が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。
- ⑤開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

(3) 落札者の決定方法

- ①入札書が公告及び入札説明書に定められた条件を満たしている者。

- ②会計規程第41条及び契約事務取扱要領第16条1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内である者。
 - ③入札金額が競争参加者の中で最低価格である者。
 - ④当該内容を確実に実施し、契約書の内容を誠実に遵守することができると、契約担当役が認めた者。
- (4) 落札条件に該当する者が複数のとき
- 前項に定められた落札の条件に該当する者が複数いるときは、直ちに該当する者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、くじを引けない者がある時は、これに代わって入札事務に係のない職員にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- (5) 契約書の作成
- ①契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
 - ②契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名押印し、更に契約担当役等が当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。
 - ③上記②の場合において契約担当役等が記名押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
 - ④契約担当役等が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

施設管理業務仕様書(令和6年度)

建物名称 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 泉南資源研究施設
所在地 大阪府泉南市りんくう南浜2番11
規模・構造 鉄骨造 地上2階 延床面積 1,387.14m²

		実施回数
I. 巡回点検業務	設備巡回点検	1回／2ヶ月
	(点検内容) 外観目視点検(異音、振動、過熱、漏水、臭い) ①給排水設備 … 受水槽、加圧給水ポンプ ②給排気設備 … 給気ファン、排気ファン ③空調設備 … 空冷ヒートポンプチラー、空調機、パッケージエアコン室外機 ④その他 … 共用部照明球切れ、手洗い、便器・水栓、湯沸し室 水栓・給湯器、ルーフドレン	
	※緊急出動費は別途とする。	
II. 設備点検業務		
1. 昇降設備	①油圧式エレベーター メーカー 日立ビルシステム 定員9人 600kg 45m/min	4回／年
	遠隔監視診断装置付、地震時管制運転装置、自家発管制運転装置 I Cオートアンプ付 点検内容：遠隔監視、遠隔点検、専門技術者による点検・調整 (1回/3ヶ月)、故障対応。 建築基準法に基づく定期検査代行費用を含む。 予防保全の為、機能維持に必要な修理及び部品交換を保証。 ※ 点検内容はメーカー系メンテナンス会社の仕様による。 ※ 契約内容はPOG点検契約仕様とする。	
2. 自動ドア点検	①自動ドア メーカー ナブコドア 型式 DS-75D	4回／年
	※ 点検内容はメーカー系メンテナンス会社の仕様による。	
3. 自動制御機器点検	①総合保守 中央監視設備(Airtegra壁掛Air200) 型式 BNAE14020K メーカー パナソニック㈱エレクトリックワークス社 中央監視盤(CPU) システム制御ユニット 画面操作部(LCD) 液晶タッチパネル 伝送部・演算部(GW/DIO) コントロールユニット 記録部(CLIP) コントロールユニット内メモリーバックアップ電池(BNAM)交換作業【交換周期：3年 令和6年度予定】 無停電電源装置(UPS) プリンター SW-HUB UPS 1kVA・500VA システム制御盤内	1回／年

※ 点検内容はメーカー系メンテナンス会社の仕様による【別紙点検仕様参照】

② 総合保守 1回／年
 空調自動制御設備 (Airopty)
 型式 ①コアユニット (BNAM1100)
 コアユニット内メモリーパックアップ電池(BNAM)交換作業【交換周期：3年 令和6年度予定】
 ②デジタル入力端末器 (BNAM31012)
 ③デジタル出力端末器 (BNAM32008)
 ④アナログ入力端末器 (BNAM21006)
 ⑤アナログ出力端末器 (BNAM22004)
 メーカー パナソニック㈱エレクトリックワークス社

※ 点検内容はメーカー系メンテナンス会社の仕様による【別紙点検仕様参照】

③ 基本保守（熱源制御） 1回／年

④ 簡易保守 1回／年
 ・空調機制御 (1) SPF動物管理室
 ・空調機制御 (2) 準備室系統
 ・空調機制御 (3) 実験室(3)系統
 ・空調機制御 (4) 一般実験室系統
 ・ファン発停制御
 ・還水槽制御
 ・貯湯槽清掃
 ・自動制御 補助機器点検

⑤ 24時間緊急要請

4. 給排水衛生設備 1回／年
 ① 受水槽清掃 FRP製パネルタンク 2槽式複合板 有効5.6m³
 槽内清掃、定水位弁機能点検、電極の点検

② 加圧給水ポンプ点検 1回／年
 PW-1
 設置場所 1階ポンプ室 操作盤 (LN-2)
 系統名称 給水系統
 ※ 緊急対応費含む。

③ 水質検査(10項目検査) 1回／年
 一般細菌、大腸菌、硝酸及び亜硝酸、塩化物イオン、有機物、
 pH値、味、臭気、色度、濁度
 ※ 特定建築物ではないが、衛生上管理すべき項目

5. 受変電設備点検
 受変電設備
 電灯トランス容量 100kVA×2台
 動力トランス容量 300kVA×1台、150kVA×1台、100kVA×1台
 スコットトランス容量 50kVA×1台

① 受電設備月次点検 1回／2ヶ月
 受変電設備巡回点検、変圧器温度・漏洩電流測定

② 受変電設備精密点検		1回／3年 (令和5年度実施済)
変圧器（油入）	1φ×3W×100KVA×2台	
スコットトランス	3φ×3W×300KVA、150KVA、100KVA	
柱上油入開閉器	内外部点検 PGS	2台
油入遮断機	内外部点検	2台
油入開閉器	内外部点検	6台
変圧器	内外部点検	6台
油試験	耐圧・酸化	6台
保護継電器試験	地絡方向継電器	2台
保護継電器試験	交流過電流継電器	2台
保護継電器試験	不足電圧継電器	2台
保護継電器試験	低圧漏電継電器	1台
ケーブル漏洩電流測定		2台
接地及び絶縁抵抗測定（高圧側）		
低圧絶縁抵抗測定（電気室側）		
高低圧機器点検		
清掃作業		

シーケンス試験・継電器特性試験、絶縁抵抗・接地抵抗測定
※仮設電源別途。

③ 自家用発電機	月次点検	起動試験・外観点検	1回／2ヶ月
発電設備	ディーゼルエンジン（軽油）空冷	140kW	1台

屋外キューピクル形	
発電機仕様	西日本発電機
形 式	自己冷却ブラシレス同期発電機
ディーゼル機関仕様	日産ディーゼル
形 式	水冷4サイクル直接噴射式

6. 空調設備

① 空冷ヒートポンプチラー保守点検	3台	2回／年
R-1	冷水供給	
設置場所	屋上	
系統名称	AHU 1-4	
メー カー	三菱電機㈱	
型 式	CAH-J1800A (レシプロ、アンローダ)	
法定冷凍能力	24. 50/29. 22(法定トン)	
冷 媒	フロンR-22	
R-2	冷温水供給	
設置場所	屋上	
系統名称	AHU 1-4	
メー カー	三菱電機㈱	
型 式	CAH-P1800E	
法定冷凍能力	24. 50/29. 22(法定トン)	
冷 媒	フロンR-22	
R-3	冷温水供給	
設置場所	屋上	
系統名称	AHU 1-4	
メー カー	三菱電機㈱	
型 式	CAH-J1800A (レシプロ、アンローダ)	
法定冷凍能力	24. 50/29. 22(法定トン)	
冷 媒	フロンR-22	

※年1回の安全弁検査含む。

② 空気調和機点検	2台	2回／年
AHU-3 設置場所 (屋上) 屋外キュービクル形 系統名称 試験室(3)系統		
AHU-4 設置場所 (屋上) 屋外キュービクル形 系統名称 一般実験室系統		
※ { AHU-1 設置場所 (屋上) 屋外キュービクル形 AHU-2 設置場所 2F機械室 空調機本体は残存。ダクト封鎖につき運転休止。	}	
③ 空調換気扇点検	3台	2回／年
三菱ロスナイ FEX-1 系統名称 2F 事務所		
FEX-2 系統名称 2F 会議室		
FEX-3-1 系統名称 1F 保存室		
※ エレメント清掃、フィルター清掃含む。		
④ パッケージエアコン点検	2台	2回／年
室外機9台 室内機20台		
PAC-1 系統名称 試験室(1) 実験室G 室内機 1台		
PAC-2 系統名称 試験室(5) 実験室B 室内機 1台		
PAC-3 系統名称 試験室(2) 室内機 1台		
PAC-4 系統名称 事務室 室内機 5台		
PAC-5 系統名称 会議室 室内機 1台		
PAC-6 系統名称 保存室 室内機 4台		
PAC-7 系統名称 ホール及び廊下 室内機 5台		
PAC-8 系統名称 コンピュータ室系統 室内機 1台		
PAC-9 系統名称 試験室(4) 実験室C 室内機 1台		
⑤ プレフィルター清掃	4台	4回／年
空気調和機 空冷パッケージエアコン 空調換気扇点検	20台 3台 計27台	
⑥ パッケージエアコン室内機洗浄 (対象)		
PAC-4 系統名称 事務室 室内機 5台		
PAC-6 系統名称 保存室 室内機 4台		
※ 室内機分解、ファンコイル薬品洗浄、ドレンパン取外・清掃、ドレンポンプ清掃、 ドレン配管清掃、復旧・組立、運転確認		

7. 排水中和槽保守点検

6回／年

① PH中和処理設備

中和槽	有効容量 3.21m ³ ×2
メー カー	ダイキ
処理区分	除外処理
計画汚水量	動物飼育、実験排水、23.24m ³ /日
計画水質	項目PH・流入4~10、放流6~8
処理方式	流入⇒スクリーン⇒中和槽(攪拌曝気) ⇒監視槽(薬注計測) ⇒ポンプ槽⇒放流

※ 中和用薬品費及びPH電極（年1回交換-3本）費は別途とする。
メーカー仕様に基く点検。

8. 消防設備点検

- ① 機器点検
- ② 総合点検

1回／年
1回／年

消火器

粉末10型	13 本
粉末50型	1 台

屋内消火栓設備

易操作性1号消火栓	2 台
-----------	-----

起動試験

床下貯水槽

補給水槽

加圧送水装置

呼水槽装置

操作盤

放水試験

配線点検（総合点検のみ）

感知機

熱感知器	20 台
光電式	76 台
地区音響装置	2 台
発信器	2 台
ガス漏れ検知器	7 台
誘導灯	C級 15台、B級3台
非常電源専用受電設備	キューピクル式

※ 警報発生時の緊急一次対応を含む。

但し、故障修理費及び部品代は別途見積で対応するものとする。

※ 消防署への報告書提出含む。

9. 冷凍保存システム定期点検関係

① 冷凍保存容器	10 台	： 外観検査、機能検査	1回／年
② 真空断熱配管	1 式	： 断熱性能検査、気密検査	1回／年
③ 制御盤	1 面	： 警報検査、温度検査、温度表示確認、酸素モニター警報、動作検査	1回／年
④ 酸素モニターの校正、検知部センサー交換			1回／年

※ 検知部センサー交換以外の部品交換費用は含まない。

※ 不具合箇所が発見された場合、別途見積で対応するものとする。

CE 自主検査

⑤ 液化窒素貯槽	1 基	： 定期自主検査	1回／年
形式 CE-3	内容積 2,800 L		

⑥ LN ₂ 真空配管定期検査			1回／年
----------------------------	--	--	------

III 電気主任者の選任

受変電設備	
電灯トランス容量	100kVA×2台
動力トランス容量	300kVA×1台、150kVA×1台
スコットトランス容量	50kVA×1台
発電機	140 k w × 1 台

※ 絶縁監視装置（自動通報有）を設置して2ヶ月に1回点検。
緊急出動含む。

IV 清掃

1. 清掃業務範囲

- ① 清掃作業基準表
別紙の清掃作業基準表に示す各室等について、定めた周期で日常清掃を行う。
- ② ゴミ処理
吸殻、ゴミ等を収集して定められたゴミ庫まで運搬する。
- ③ 業務の実施にあたっては、本仕様書に基づき年間計画及び月間計画を作成し、委託者に提出するものとする。
- ④ 日常清掃については、業務終了後、別に定める日常清掃実施報告書を委託者に提出し、その承認を得るものとする。
- ⑤ 業務に瑕疵があった場合は、委託者の指示により、再度業務を実施するものとする。

2. 業務時間

- ① 業務は土・日・祝日を除き、週3回（月・水・金曜日）実施するものとする。
- ② 業務の実施時間は、午前8時30分～午前11時30分とする。
但し、都合により上記時間帯での業務実施に不都合が生じる場合は、委託者が指示をする時間に業務を実施するものとする。

3. 諸費用の分担

- ① 業務に必要な電気・水道等の光熱費は委託者の負担とする。
- ② 業務に使用する用具及び諸材料（トイレットペーパー、手洗い石鹼等の衛生消耗品やゴミ処理用ゴミ袋）は受託者の負担とし、その常置場所は委託者が提供する。
- ③ 上記以外の費用が発生した場合は別途協議するものとする。

4. 消耗品費

トイレットペーパー、手洗いせっけん等の衛生消耗品やゴミ処理用ゴミ袋

V 廃棄物処理業務

一般廃棄物/45リットルポリペール2個
(土・日・祝を除き毎日実施)

VI 植栽管理業務

① 管理方法

- ・実施日時は、甲の御担当者と打ち合わせの上、実施致します。
- ・原則として平日昼間の作業と致します。

② 業務仕様

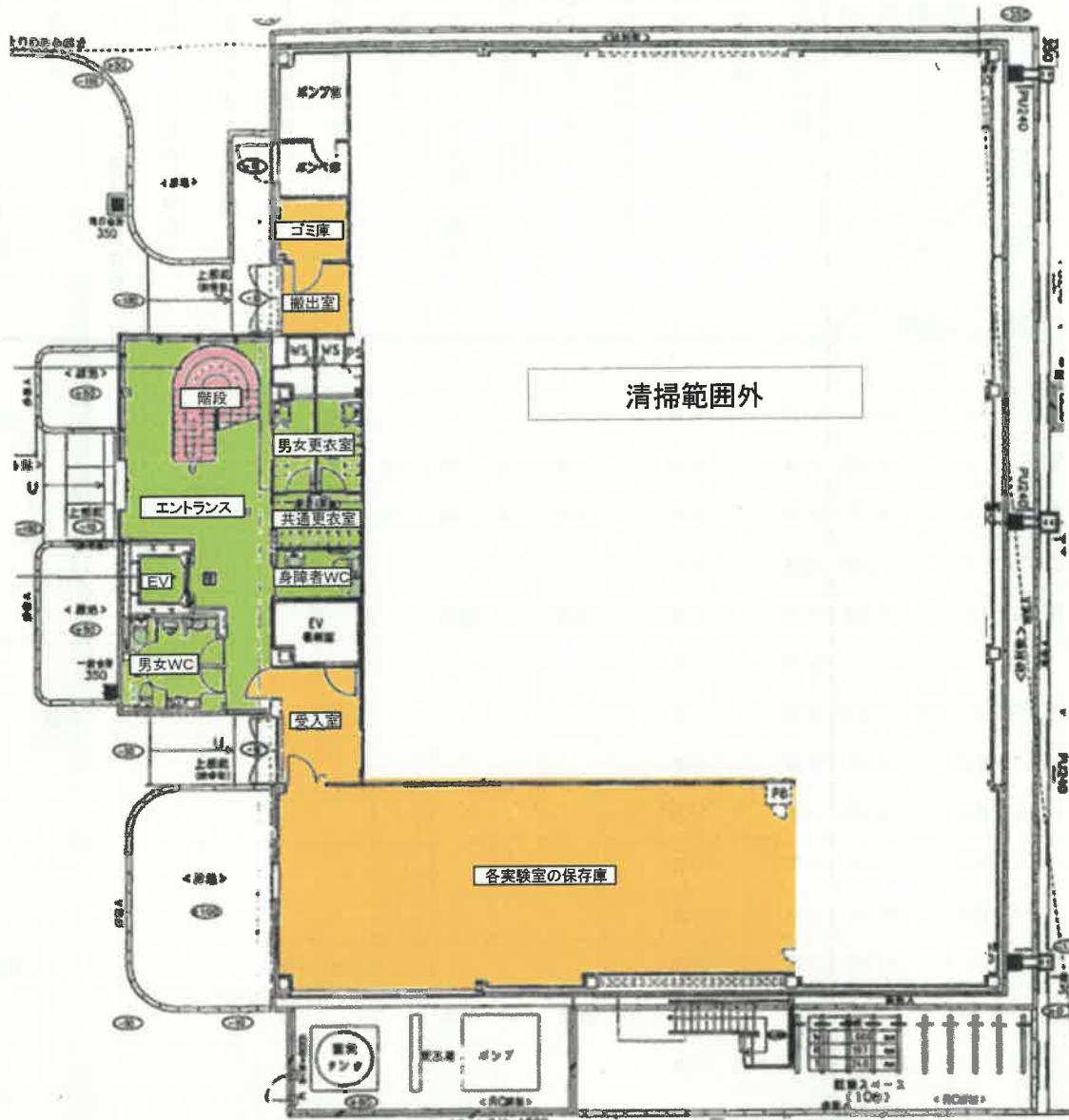
- ・実施回数は以下の通りとし、最適な維持管理を行います。

- (1) 剪定 中高木 1回/年
剪定とは、その樹木固有の美しい自然形を現すために、或いは自然のままに放置された枝葉が密生して樹形が乱れ、育成の妨げとなるのを防ぐために、幹、枝、葉などを切り除く作業。
- (2) 灌木類手入 1回/年
枝葉の先端を切り揃えて美観を保つために行う作業。
- (3) 薬剤散布 1回/年
外的要因（風通し、過剰な水分）により病害虫が発生するのを防ぐための防除作業。周りの環境に十分注意して行います。
- (4) 施肥 1回/年
茎・花・実・根など、どの部分を発育させたいかによって成分の異なる適切な肥料を与えます。

医薬基盤研究所 泉南資源研究施設 清掃作業基準表

階	作業場所	床材	面積	日 常 清 掃										カーテンウォール・手の届く範囲			
				掃き拭き掃除	掃除機掛け	ゴミ回収	流し台の清掃・茶殻の回収	衛生陶器の清掃	鏡・洗面台の清掃	ペーパー・水石鹼の補充	汚物の処理	金属部分の清拭	什器備品の清拭	自動扉のガラス清掃	排水溝・社名板の清掃	エレベーター内部・外部清掃	手摺清拭
A. 日常清掃業務																	
1階 エントランス	塩ビシート	38.00	3/週	3/週							3/週	3/週	3/週			適宜	
1階 男女WC	塩ビシート	8.00	3/週	3/週		3/週	3/週	3/週	3/週	3/週	3/週	3/週					
1階 障害者WC	塩ビシート	4.00	3/週	3/週		3/週	3/週	3/週	3/週	3/週	3/週	3/週					
1階 共通更衣室	塩ビシート	4.00	3/週	3/週		3/週											
1階 男女更衣室	塩ビシート	13.00	3/週	3/週		適宜		適宜									
1階 掃除用具室			3/週	3/週													
1階 階段	塗ビタイル	ホールに含む	3/週	3/週		3/週					3/週				3/週		
1階 受入室	エポキシ塗床	10.00	3/週	3/週		3/週											
1階 搬出室	エポキシ塗床	4.00	3/週	3/週		3/週											
1階 ゴミ庫	エポキシ塗床	4.00	3/週	3/週		3/週											
1階 各実験室の保存室	エポキシ塗床	100.00	3/週	3/週		3/週											
2階 エレベーターホール	塗ビタイル	22.00	3/週	3/週		3/週					3/週	3/週			適宜		
2階 男女WC	塩ビシート	8.00	3/週	3/週		3/週	3/週	3/週	3/週	3/週							
2階 事務室	タイルカーペット	144.00		3/週	3/週												
2階 所長室	タイルカーペット	事務室に含む		3/週	3/週												
2階 応接室	タイルカーペット	事務室に含む		3/週	3/週												
2階 会議室	タイルカーペット	43.00		3/週	3/週						3/週						
2階 男女ロッカー室	タイルカーペット	16.00		3/週	3/週												
2階 廊下-7	タイルカーペット	23.00		3/週	3/週												
2階 湯沸し室	タイルカーペット	6.00		3/週	3/週		3/週										
2階 サーバ室	タイルカーペット	13.00		3/週	3/週												
● エレベーター	塩ビシート	1-式	3/週								3/週			3/週			
● 外溝		1-式											適宜			1/週	

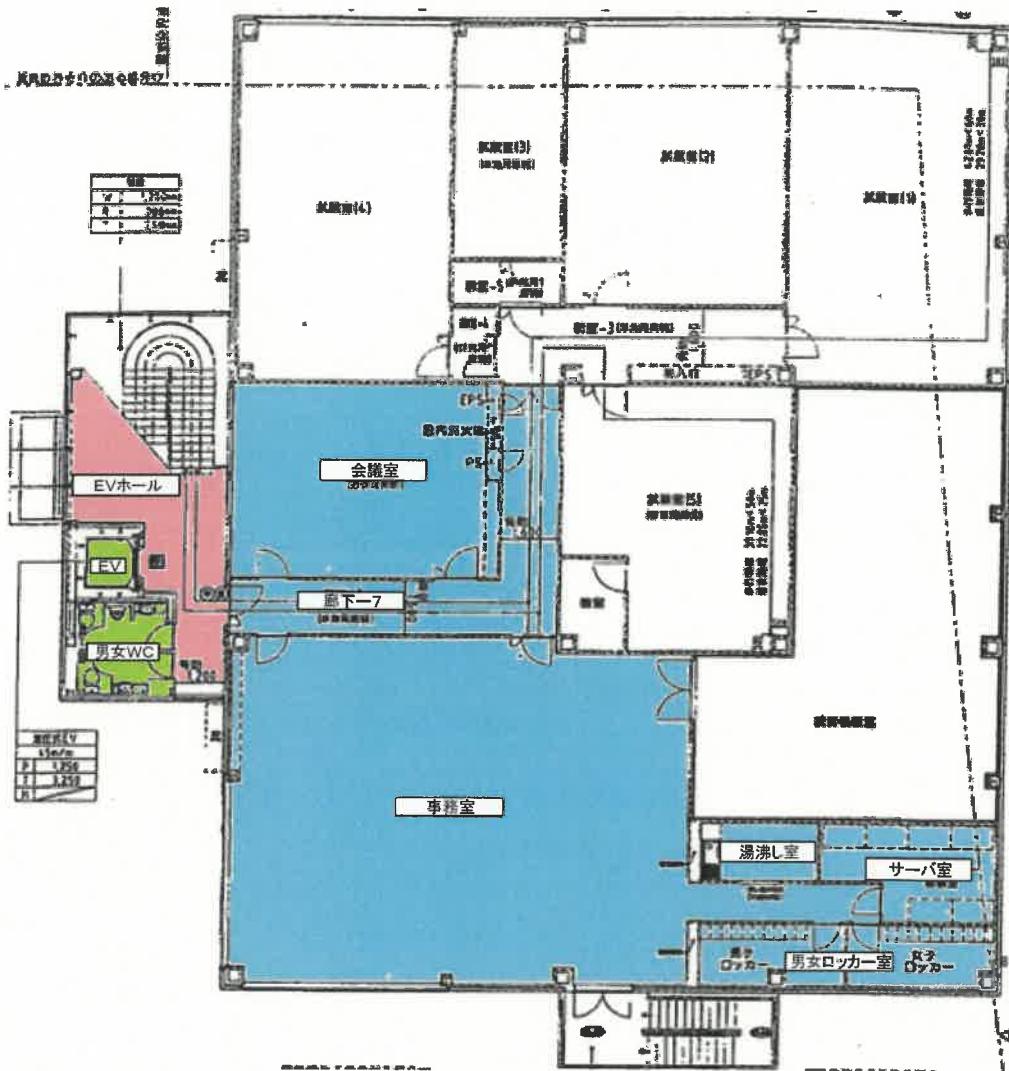
【1階 清掃範囲】



【凡例】

- | | |
|--|----------|
| | … 塩ビシート |
| | … 塩ビタイル |
| | … エポキシ塗床 |

【2階 清掃範囲】



【凡例】

- … 塩ビシート (Polyvinyl Chloride Sheet)
- … 塩ビタイル (Polyvinyl Chloride Tile)
- … タイルカーペット (Tiled Carpet)

契 約 書

収入印紙

1. 件 名 泉南資源研究施設 施設管理業務 一式

2. 履 行 場 所 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 泉南資源研究施設
(大阪府泉南市りんくう南浜2-11)

3. 契 約 期 間 自: 令和6年4月1日 至: 令和7年3月31日

4. 契 約 金 額 総額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)
月額 金 円
(うち取引に係る消費税及び地方消費税額 円)

5. 契約保証金 全額免除

契約担当役 国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 理事長 中村 祐輔(以下「甲」という。)と <落札者> (以下「乙」という。)は、泉南資源研究施設 施設管理業務 一式について、以下の条項に基づき契約を締結する。

(契約の範囲)

第1条 この契約の範囲は、仕様書に定める。

2 乙は、甲より契約対象物件の故障等の通知があったときは、ただちに善良で優秀な技術員を派遣し、誠意をもって必要な措置を講じなければならない。ただし、契約の範囲外の修理等については、この契約金額に含まれないものとする。

(契約内容の変更等)

第2条 甲は、この契約期間内に契約の内容を変更する必要が生じた場合は、書面を持って乙と協議の上、変更することができる。

2 前項の場合において乙が損害を受けた時は、その損害の賠償を請求することができる。この場合において、賠償金額は甲乙協議して定めるものとする。

(支給品及び貸与品)

第3条 甲が、当該業務を適切に履行するために特別に消耗品等(以下「支給品」という。)の支給及び治工具類等(以下「貸与品」という。)の貸与を乙に行う必要があると認めた場合は、乙にそれら必要と思われるものを提供するものとする。

2 乙は、甲から引き渡しを受けた支給品及び貸与品を善良なる管理者の注意をもって管理し、この契約の目的以外に使用し、又は利用してはならない。

3 乙は、業務の全部又は一部の完了、契約の変更、契約の解除等により、甲から引き渡され

た支給品及び貸与品のうち不用となったものがあるときは、速やかに甲に通知し、甲の指示するところに従い、これを返還しなければならない。

4 乙が、故意又は過失その他乙の責めに帰すべき事由により、支給品及び貸与品を滅失又は損傷したときには、甲の指示するところに従い、補修若しくは代品の納付を行い、又はその損害を賠償しなければならない。

5 前項の場合において、損害賠償金額は甲の定めるところによるものとする。

(管理監督主任者)

第4条 乙は、この契約締結と同時に、誠実で優秀な者を当該業務における管理監督主任者（以下「主任者」という。）として定め、甲に届け出るものとする。

2 甲が主任者として認めた者は、当該業務の履行場所における当該業務の監督管理及び関係者との連絡調整等を行うものとする。

3 主任者は、甲の許可を得た場合以外は、当該業務の履行時は常に履行場所に所在するものとする。

4 主任者は、当該業務の履行時以外でも第1条に定めるような緊急の場合に備え、甲からの連絡を常に受け取れる体制にあるものとする。

5 甲に、関係諸法令に基づく所轄官庁への届出等の義務が生じた場合は、乙の責により、主任者がその関係書類の作成等を行うものとする。

6 乙は、主任者を変更しようとするときは、甲に通知の上、速やかに同条第1項の手続きを行うものとする。

(庁舎の出入)

第5条 乙は、当該業務の従事者を甲に登録し、甲は登録された従事者に入所許可証（以下「許可証」という。）を発行することとする。

2 許可証の発行を受けた従業員に限り、この契約期間中、泉南資源研究施設に入り出すことができるものとする。

(禁止又は制限される行為)

第6条 乙は、本契約の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は請け負わせたり、担保に供する等の処分行為をしてはならない。ただし、あらかじめ文書をもって甲の承認を得た場合には、この契約により生ずる権利若しくは義務の一部を第三者に請け負わせることができる。

(守秘義務)

第7条 乙又は乙の従業員が、この契約に基づく業務中に知得した甲の秘密を、甲の承認を得ないで第三者に漏らし又は利用してはならない。

(監督)

第8条 甲は、この契約履行に関し、甲の指定する監督職員に、乙の業務を監督させ、必要な指示をさせるものとする。

2 乙又は乙の従業員は、前項により指定された監督職員の指示に従うものとする。

(検査)

第9条 乙は、毎月の業務が終了した時点で甲の指定する検査職員（以下「検査職員」という。）の検査を受けなければならない。

2 乙は、前項の検査に合格したときをもって当該業務を完了したものとする。

3 乙は、第1項の規定による検査の結果、不合格のものについては、検査職員の指示に従つて遅滞なく手直しを行い、再検査を受け、当該業務を完了させなければならない。

4 前項の場合において生じる一切の費用は乙の負担とする。

(代金の支払方法)

第10条 乙は、前条に規定する検査に合格したときは、月額を請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払請求書を受理した日から30日以内に、その代金を支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第11条 甲は、前条の支払期日までに代金を支払わない場合、請求代金に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、財務大臣が定めた率を乗じた額の遅延利息を支払わなければならない。

(損害賠償)

第12条 業務の範囲内において発生した損害（第三者に及ぼした損害を含む。）は、乙が負担するものとする。ただし、その損害が甲の責めに帰する事由による場合においては、その限りではない。

(甲の解除権)

第13条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- 一 正当な理由なしに仕様書の定める業務を実施せず、また実施する意志がないと認められたとき。
- 二 乙もしくはその使用人が甲の行う検査に際し不正な行為を行ったとき。
- 三 前各号に掲げるほか、乙が契約に違反し、その違反により、契約の目的を達することができないと認められるとき。

(乙の解除権)

第14条 乙は、次の各号の一に該当する理由があるときは、契約を解除することができる。

- 一 第2条の規定により業務内容を変更したため、頭書の請負金額が3分の2以上減少したとき。
 - 二 その他正当な理由で、かつ、甲がそれを認めたとき。
- 2 乙は、契約の解除をするときは、その2ヶ月前に甲に通告しなければならない。

(違約金)

第15条 甲が、第13条により、または乙が前条第2項の通告なしに契約を解除したときは、乙は請負金額の100分の10に相当する額を違約金として甲の指定する期限内に納付しなければならない。

- 2 前項の違約金は、損害賠償金の予定または一部と解しないものとする。

(危険負担)

第16条 天災その他不可抗力又は乙の責に帰し得ない事由以外の原因により甲に損害を与えた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

- 2 前項の損害賠償金は甲が算定する。

(業務の引継)

第17条 乙は、甲との契約期間が終了しても、甲が当該業務を次に委託する事業者に対し、当該業務の引継を適切に行うものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

第18条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第

7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項

（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の2第18項若しくは第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときをむ。）。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第19条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- 一 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。
 - 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき。
 - 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第18項又は第21項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
 - 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき。
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金をまぬがれることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき賠償を請求することを妨げない。

（違約金に関する遅延利息）

第20条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

（属性要件に基づく契約解除）

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為。
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為。
- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。
- 四 偽計又は威力を用いて契約担当役の業務を妨害する行為。
- 五 その他前各号に準ずる行為。

(表明確認)

第23条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約しなければならない。

2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再委託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

第25条 甲は、第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

2 乙は、甲が第21条、第22条及び第24条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(再委託)

第27条 乙は、本業務を自ら実施するものとし、本業務の全部または主要部分を第三者に再委託してはならない。

(協議)

第28条 本契約に定めのない事項及び契約条項に疑義を生じた場合は、必要に応じてその都度
甲・乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄権)

第29条 この契約に関する訴えは、大阪地方裁判所の管轄に属するものとする。

上記契約締結を証するため、本証書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各1通を保有するも
のとする。

令和6年 月 日

甲 大阪府茨木市彩都あさぎ7-6-8
契約担当役
国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔

乙

質 疑 書

契約担当者

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

住 所

氏 名(社名)

件 名 : 泉南資源研究施設、施設管理業務 一式

上記件名の調達にかかる質疑事項を下記のとおり提出します。

質 疑 事 項

質疑書については、質疑の有無にかかわらず、「ご担当者連絡先」と併せて下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限: 令和6年3月7日(水) 17時00分

提出先メールアドレス: 総務部会計課契約第一係 nyusatsu1@nibiohn.go.jp

ご担当者連絡先

件名：泉南資源研究施設 施設管理業務 一式

所属部署	
担当者名	
電話番号	
メールアドレス	

質疑書と併せて、下記期限までにメールにてご提出ください。

提出期限：令和6年3月7日（水）17時00分

提出先メールアドレス：総務部会計課契約第一係 nyusatsu1@nibiohn.go.jp

競争参加資格確認関係書類

- 1 厚生労働省大臣官房会計課長から通知された等級決定通知書の写
- 2 誓約書（2種類）
- 3 保険料納付に係る申立書
- 4 その他参考資料
会社履歴書等
- 5 提出部数 各1部
- 6 提出期限 令和6年3月15日（金）17時00分まで

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、「泉南資源研究施設 施設管理業務 一式」の入札において、弊社が落札致した場合には、仕様書に示された仕様を満たすことを確約致します。

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

誓 約 書

弊社は、下記1及び2のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはあります。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、弊社が不利益を被ることとなるても、異議は一切申し立てません。

また、弊社の個人情報を警察に提供することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて契約担当役等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

住 所

商号又は名称

及び代表者氏名

印

保険料納付に係る申立書

当社は、直近2年間に支払うべき社会保険料（厚生年金保険、健康保険（全国健康保険協会管掌のもの）、船員保険及び国民年金の保険料をいう。）及び直近2保険年度に支払うべき労働保険料（労働者災害補償保険及び雇用保険の保険料をいう。）について、一切滞納がないことを申し立てます。

なお、この申立書に虚偽内容が認められたときは、履行途中にあるか否かを問わず当社に対する一切の契約が解除され、損害賠償金を請求され、併せて競争参加資格の停止処分を受けることに異議はありません。

また、当該保険料の納付事実を確認するために関係書類の提示・提出を求められたときは、速やかに対応することを確約いたします。

令和_____年_____月_____日

(住 所)

(名 称)

(代表者)

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

入札書

件名 泉南資源研究施設 施設管理業務 一式

金 円也

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所

称号又は名称

代表者職氏名

印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

記載要領

入札書

1. 入札件名 ○○○○○○○○

2. 入札金額 ¥_____

入札説明書に定める各事項を承諾のうえ、上記の金額をもって入札します。

令和 年 月 日

(競争参加者)

住 所 【記載要領】(2)及び
(3)の「例」参照

氏 名

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所

理事長 中村 祐輔 殿

【記載要領】

(1) 競争参加者の氏名欄は、法人の場合はその名称又は商号及び
代表者の氏名を記載すること。

(2) 第1回目の入札書は、契約権限を有する代表者本人又は契約権
限を年間委任された代理人の氏名、印にて作成すること。

「例1：契約権限を有する代表者本人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都○○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△ 印

「例2：契約権限を年間委任された代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 東京都○○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

代理人

住 所 大阪市○○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

大阪支店長 △△ △△ 印

(3) 第2回目以降代理人(復代理人)が入札する場合は、入札書に競争参加者の所在地、名称及び代表者氏名と代理人(復代理人)であることの表示並びに当該代理人(復代理人)の氏名を記入して押印すること。

「例1: 契約権限を有する代表者本人の代理人の場合」

(競争参加者)

住 所 大阪市○○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□ 大阪支店

代表取締役 △△ △△

代理人 ○○ ○○ 印

「例2: 契約権限を年間委任された代理人が代理を選任した場合」

(競争参加者)

住 所 東京都○○○○○○○○○

氏 名 株式会社 □□□□

代表取締役 △△ △△

復代理人 ○○ ○○ 印

(4) 記載文の訂正部分は、必ず訂正印を押印すること。

(5) 落札決定にあたっては、入札書に記入された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか非課税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記入すること。

(6) 工事、製造、役務、複数の物品等については、入札金額の積算内訳を入札書に添付すること。

封筒記載例（入札書のみ入れて下さい。）

（表面）

令和〇〇年〇月〇〇日 開札

○○○○○○○○○○○○○○○

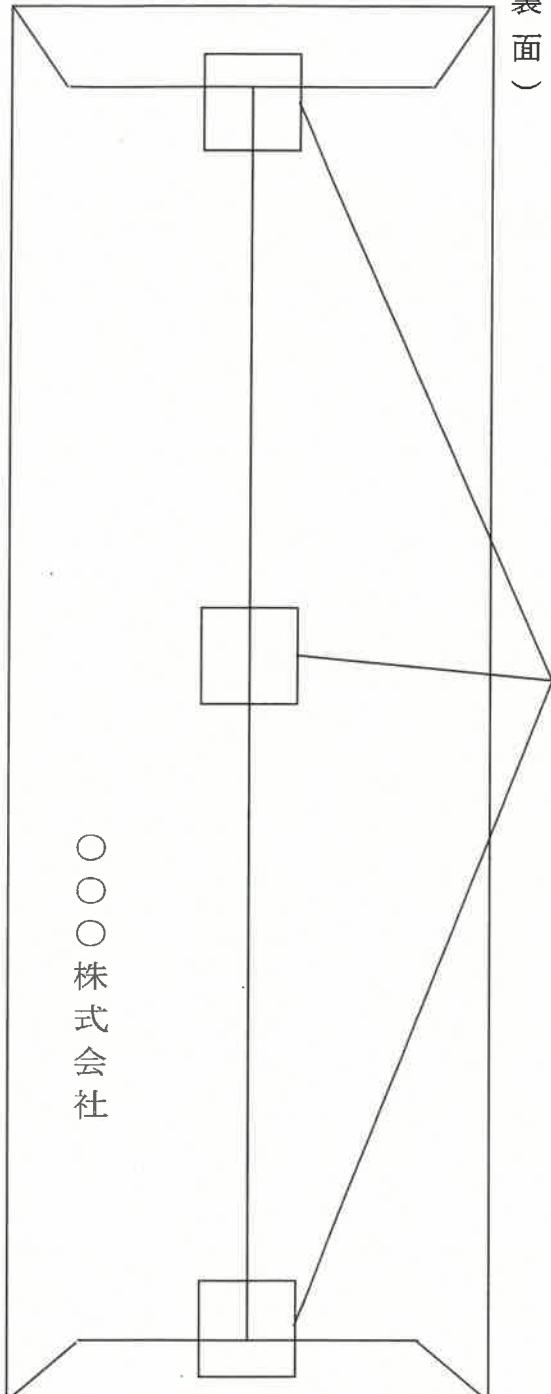
入札書在中

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

※氏名（法人の場合はその名称又は商号）を記入すること。
御社代表者印（3ヶ所）

（裏面）



〇〇〇株式会社

入札辞退届

件名：泉南資源研究施設 施設管理業務 一式

上記の入札件名について、都合により辞退します。

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

入札者

住所

氏名(社名)

委任状

私は、を代理人と定め、下記のとおり委任いたします。

記

委任事項

令和6年3月19日開札 件名「泉南資源研究施設 施設管理業務 一式」の競争入札に関する一切の権限を委任いたします。

代理人

氏名印

令和 年 月 日

委任者

住所

商号又は名称

代表者職氏名印

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

年間委任状

私は、下記受任者を代理人と定め令和 年 月 日から令和 年 月
日までの間における、国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所との下記事項
に関する権限を委任します。

記

1. 見積、入札及び契約の締結に関する事項。（契約の変更、解除に関する事項を含む）
2. 契約物件の納入及び取下げに関する事項。
3. 契約代金の請求及び受領に関する事項。
4. 復代理人を選任すること。
5. 共同企業体の結成及び結成後の共同企業体に関する上記各項の権限。

【工事契約以外の場合は除く】

(ただし、3については、上記期間満了日の翌々月末までとする。)

令和 年 月 日

契約担当役

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所
理事長 中村 祐輔 殿

委任者

本社・本店所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

受任者

支店等所在地

商号又は名称

代表者職氏名

印

(事務連絡)

件名：泉南資源研究施設 施設管理業務 一式

ご担当者連絡先及び質疑書について

「ご担当者連絡先」及び「質疑書」は、期日までに下記メールアドレス宛てに電子媒体（電子文書ファイル）で提出をお願いいたします。

〒567-0085

大阪府茨木市彩都あさぎ7丁目6番8号

国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所 総務部会計課契約第一係

提出先メールアドレス nyusatsu1@nibiohn.go.jp

期限について

ご担当者連絡先・質疑書 : 令和6年3月7日（水）17時00分まで

競争参加資格確認関係書類 : 令和6年3月15日（金）17時00分まで

入札書 : 令和6年3月18日（月）17時00分まで

開札日の日時 : 令和6年3月19日（火）14時00分

入札参加改善に向けたアンケート

案件名	泉南資源研究施設 施設管理業務 一式
公告種別	一般競争入札
すべての事業者様にお伺いいたします。 該当箇所に ✓ をお願いします。	(質問)入札公告日又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までは適切でしたか <input type="checkbox"/> 1 特に問題はなかった <input type="checkbox"/> 2 期間が短かかった (具体的な必要期間:)
参加(応募)頂けない事業者様の理由をお聞かせください。 該当箇所に ✓ をお願いします。	<input type="checkbox"/> 1 競争参加資格の等級が、自社の参加資格と一致していなかった。 <input type="checkbox"/> 2 説明書をみても業務内容、業務量、求められる成果物、審査基準が分かりにくく、判断できなかった。 <input type="checkbox"/> 3 業務内容に一部扱えない業務があった。 (具体的業務:) <input type="checkbox"/> 4 参加しても価格の優位性がなく受注見込みがないと判断した。 <input type="checkbox"/> 5 求められる業務実績の要件が厳しかった。 (厳しいと考えられた業務実績:) <input type="checkbox"/> 6 業務の履行期間が短く、期日までに成果物を納品できない可能性があった。 <input type="checkbox"/> 7 業務内容が多岐にわたるため、必要な技術者・要員を確保するには時間が不足している。又は発注ロットが大きすぎて、必要な人員等を確保できないと判断した。 <input type="checkbox"/> 8 入札公告(公示)又は説明会の日から入札書・提案書等の提出期限までの期間が短かった。 <input type="checkbox"/> 9 その他:自由記載 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">)</div>
補足 【すべての事業者様・自由回答】	仕様書等に改善すべき点があれば教えてください。
ご意見・ご要望 【すべての事業者様・自由回答】	
事業者名(任意)	
ご担当者(任意)	
ご連絡先(任意)	

ご協力頂きましてありがとうございました。

国立研究開発法人 医薬基盤・健康・栄養研究所
総務部会計課